

指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

極東警備保障株式会社（介護予防）福祉用具レンタルサービス運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、極東警備保障株式会社（以下、「事業者」という。）が運営する極東警備保障株式会社福祉用具レンタルサービス（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 福祉用具貸与の提供に当たって、事業所の福祉用具専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。

- 2 介護予防福祉用具貸与の提供に当たって、事業所の福祉用具専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などの地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 極東警備保障株式会社 福祉用具レンタルサービス
所在地 旭川市永山北1条10丁目11番19号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務、他の事業に兼務（福祉用具販売及び介護予防福祉用具販売））
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 福祉用具専門相談員 3名（常勤専従1名、常勤兼務2名）
福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画（介護予防福祉用具貸与計画）の作成・変更等を行い、指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日

月曜日から金曜日までとする。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の休日は除く。

2 営業時間

午前8時30分から午後5時30分とする。

(指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料等)

第6条 指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供方法は次のとおりとする。

- ① 福祉用具専門相談員が、利用者の状態に応じ、利用者の希望を聞きながら適切な福祉用具を選定する。
- ② 福祉用具専門相談員が、利用者の状態に応じ、納品時に福祉用具の取付け、調整等を行い、使用方法の説明を行う。

2 取り扱う福祉用具の種目は以下のとおりとする。

- ① 車いす
- ② 車いす付属品
- ③ 特殊寝台
- ④ 特殊寝台付属品
- ⑤ 床ずれ防止用具
- ⑥ 体位変換器
- ⑦ 手すり
- ⑧ スロープ
- ⑨ 歩行器
- ⑩ 歩行補助つえ
- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器
- ⑫ 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ⑬ 自動排泄処理装置

3 指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、カタログに基づき料金表に記載されている額とし、当該指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。なお、月途中のサービス提供の場合は、日割り計算を行う。

4 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり100円徴収する。

5 搬入に特別な措置が必要な場合（クレーン車使用など）の費用は、その実費を徴収する。

6 前三項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、旭川市の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第8条 事業所は、福祉用具専門相談員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 6 カ月以内
 - ② 繼続研修 年 1 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 福祉用具の消毒及び保管については、次の事業者に委託する。

日建片桐株式会社福祉・介護用品レンタル事業部

旭川市工業団地 1 条 2 丁目 2-6

パラマウントケアサービス株式会社旭川センター

旭川市豊岡 4 条 6 丁目 4-16

(虐待防止に関する事項)

第9条 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止の為の対策を検討する委員会の開催等
 - ② 虐待の防止の方針の整備
 - ③ 虐待の防止の為の授業者に対する研修の実施
 - ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設定
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所授業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。